



高知基署発 0818 第1号
平成 27 年 8 月 18 日

事業主各位

高知労働基準監督署長

有機溶剤中毒による労働災害の防止の徹底について(要請)

労働基準行政の運営につきましては、平素から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

とりわけ造船業における労働災害の防止に格別なご尽力をいただいていることに対しまして感謝を申し上げます。

さて、今年の6月6日に建造中の船舶内において、エアレス塗装機を用いて吹付塗装に従事していた労働者が有機溶剤中毒により倒れて意識不明となる労働災害が発生したところです。その後の治療により今回は、重篤な事態には至りませんでした。

この労働災害の発生状況及び再発防止対策は、別紙のとおりです。

貴事業場におかれましては、同種災害が発生しないように労働災害防止の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

有機溶剤中毒による災害

1 発生日 平成 27 年 6 月 6 日(土)

2 発生状況(調査中)

建造中の船舶内において、エアレス塗装機を用いて吹付塗装に従事していた労働者が有機溶剤中毒により倒れて意識不明となった。被災者は防毒マスクを着用していた。換気装置は稼働していた。

3 被災状況

労働者(28 歳 男性) 有機溶剤中毒

4 再発防止対策について

- (1) 有機ガス用防毒マスクの吸収缶については、吸収缶の有効時間(ガス濃度、温度、湿度、呼吸量等によって決まるもの)を超えることのないよう適切に交換すること。
- (2) 換気装置の設置については、有機溶剤の発散状況を考慮して適切な箇所に設置すること。
- (3) 有機溶剤作業主任者は、保護具の使用状況を監視して有機ガス用防毒マスクの吸収缶の交換状況及び換気装置の設置等が適切であるかどうかを確認すること。